

調布市立北ノ台小学校 学校いじめ防止対策基本方針 概要版

①まず「いじめ」とは？



昔は、1人をみんなで攻撃したらいじめだったわ。

別にお金取られたり、暴力を振るわれたりしている訳じゃない。いじめまでは言い過ぎだよ。



今は、いじめられた側の人がいやだと思えばいじめになります。(平成25年いじめ防止対策推進法)

多いと思いますか？少ないと思いますか？

②本校の1年間のいじめ件数

令和4年度 **159**件【全校児童数813名】
全児童の19.5%

令和5年度 **74**件【全校児童数807名】
全児童の9.1%

③学校はどのようにするのか？

未然防止と早期発見

未然防止として行うこと

早期発見のため



- ・**毎月**
学校いじめ防止対策委員会
生活指導部会
特別支援校内委員会
- ・**毎週**
生活指導夕会

情報共有・事前指導

- ・年3回のアンケート実施
- ・スクールカウンセラーによる全員面接【5年生】
- ・交換授業・教科担任時の発見

④いじめがあったらどうするのか？

実態把握→解決に向けた方針の決定→被害児童への支援と加害児童への指導

それ以外にも被害児童・加害児童の保護者への連絡や学級への指導をします

ただし、**児童の生命・身体・財産に重大な被害**が生じるような内容のものは**重篤**なものとして扱い、**警察への通報**や教育委員会との連携の基、弁護士や保護司会、多摩児童相談所にも**相談・通報・通告**します。

⑤保護者の人にぜひ知っておいてほしいこと

- ・いじめはどの子にも起こることで加害者にも被害者にもなる。(昔のいじめの概念ではなくなっている)
- ・現代の子はちょっとしたことで心が折れてしまうので、日頃の様子も手は放しても目は放さない。
- ・いじめの解消は最低でも3か月経過してから。(すぐに解決とは言えない。)